

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月18日

【発行者の名称】 ノルウェー地方金融公社
(Kommunalbanken AS)

【代表者の役職氏名】 クリスティーン・ヘンリクセン・リエン / ヴァイス・プレジデント 国際
資金部
(Kristine Henriksen Lien, VP, International Funding)

スティアン・ヤイン / 借入およびポートフォリオ管理者
(Stian Gjein, Loan and Portfolio Administrator)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年1月9日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、計算代理人、判定為替およびその他未定事項が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出債券に関する基本事項

- 1 売出要項
- 3 償還の方法

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

<訂正前>

(前略)

売出債券の名称	ノルウェー地方金融公社 2019年1月30日満期 満期円償還特約付 円/米ドル デュアル債券(以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	50億円(予定)(注2)
各債券の金額	100万円(注3)	売出価格	額面金額の100%
売出価格の総額	50億円 (予定)(注2)	利率	年1.00%
償還期限	2019年1月30日 (注3)	売出期間	2018年1月22日から 2018年1月29日まで(注4)
受渡期日	2018年1月31日 (注4)		
申込取扱場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに(注5)記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注7)		

(注1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2018年1月30日(以下「発行日」という。)(注4)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は、50億円(予定)である。

本債券の券面総額および売出価格の総額は、本書記載の判定為替(下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に定義される。)に関する仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案したうえで決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2018年1月中旬までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

- (注 3) 本債券についての申込単位は、300万円以上100万円の整数倍とする。本債券の利息の支払は日本円によりなされるが、本債券の最終償還は、2019年1月30日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に従い日本円または米ドルによりなされる。償還期限前の償還については、下記「3 償還の方法 (2) 税制上の理由による早期償還」および「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注 4) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注 5) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。
- (注 6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中 略)

- (注 7) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。
- (注 8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

売出債券の名称	ノルウェー地方金融公社 2019年1月30日満期 満期円償還特約付 円/米ドル デュアル債券(以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	4億4,000万円(注2)
各債券の金額	100万円(注3)	売出価格	額面金額の100%
売出価格の総額	4億4,000万円 (注2)	利率	年1.00%
償還期限	2019年1月30日 (注3)	売出期間	2018年1月22日から 2018年1月29日まで
受渡期日	2018年1月31日		

申込取扱場所	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに(注4)記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注6)
--------	--

(注 1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2018年1月30日(以下「発行日」という。)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注 2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は、4億4,000万円である。

(注 3) 本債券についての申込単位は、300万円以上100万円の整数倍とする。本債券の利息の支払は日本円によりなされるが、本債券の最終償還は、2019年1月30日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に従い日本円または米ドルによりなされる。償還期限前の償還については、下記「3 償還の方法 (2) 税制上の理由による早期償還」および「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注 4) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

(注 5) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中 略)

(注 6) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

(注 7) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

3【償還の方法】

(1) 最終償還

<訂正前>

(前 略)

「計算代理人」とは、(未定)をいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

「判定為替」とは、基準為替から(未定)円(4.00円以上11.00円以下を仮条件とする。)を引いて得られるレートをいう。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバをいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

「判定為替」とは、基準為替から5.40円を引いて得られるレートをいう。

(後 略)